交通事故傷害保険のあらまし

口座引落会員限定

日本国内・国外を問わず交通事故によりケガをされた場合等に、死亡保険金、後遺傷害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

車にはねられてケガ

満員電車でケガ

バスのステップを踏み外してケガ

自転車が転倒してケガ

駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間のケガ

旅客機が墜落して死亡

バイクが転倒してケガ

補償の内容（１口）

（保険期間１年）

死亡・後遺傷害保険金額	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額
25万４千円	200円	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来手術　　：入院保険金日額の 5倍	100円

この保険は、㈱スリーピースを契約者として商品代金の支払い方法を口座引落しを選択した方を被保険者とする商品付帯の団体契約です。㈱スリーピースは保険代理店ではありませんので、補償の内容等詳細は左面の【取扱代理店】にお問い合わせください。なお、会員の皆様も、商品勧誘の際に補償の内容説明はできません。

（注1）2015年1月の商品購入口座引落分※1から対象となります。商品代金が口座から引落しできなかった場合には対象となりません。

（注2）補償開始は、商品購入月の16日午後4時から1年間です。

（注3）保険金のお支払方法等重要な事項は、左面に記載されていますので、必ずご参照ください。

（注4）この付帯サービスは月8口が限度となります。

※1前月25日または当月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）の口座引落分になります。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
④交通乗用具の火災 など

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 **死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額**	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※１）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※２）のないもの ⑩ 交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑪ 船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬ グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故　など （※1）「テロ行為」とは、政治的･社会的もしくは宗教･思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺傷害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 **後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）**	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、１日につき入院保険金日額をお支払いします。 **入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から180日以内）**	
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、１事故につき１回の手術にかぎります。なお、１事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列　挙されている手術（※１） ② 先進医療に該当する手術（※２） **＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）** **＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額 ×5（倍）** （※１）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※２）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、１日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 **通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度）** （注１）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着 したときはその日数について通院したものとみなします。 （注２）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

この保険は㈱スリーピースを契約者とする商品付帯の団体契約です。
㈱スリーピースは保険代理店ではありませんので、保険の説明を行うことができません。
補償内容など詳細は右記取扱代理店までお問い合わせ下さい。

【取扱代理店】
株式会社ジャパンネクスト　担当　牧尾　進
〒170-0013　東京都豊島区東池袋５丁目７番地４号マーブル東池袋３Ｆ
電話　03-5949-2871　平日午前９時～午後５時まで

【引受保険会社】　損害保険ジャパン日本興亜株式会社

●補償の内容(１口１年後)

死亡後遺障害保険金額……3,048,000 円
入院保険金日額…… 2,400 円
手術保険金…… 変更無し
通院保険金額…… 1,200 円

●交通事故傷害保険に関するお問い合わせは

株式会社ジャパンネクスト
〒170-0013　東京都豊島区東池袋5丁目7番地4号マーブル東池袋3Ｆ
電話／**03-5949-2871**までお願いいたします。
電話受付時間／AM9時～PM5時　休日／土・日・祝日